

参加者の有無を確認する公募手続きに係る 参加意思確認書の提出を求める公示

令和2年1月31日

北陸地方整備局長 吉岡 幹夫

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本件に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和2年度本予算が成立し、予算示達
がなされることを条件とするものです。

1. 当該招請の主旨

本業務は入札・契約手続きの透明性、客観性、競争性をより一層確保するために、データベ
ー
ス化された受注業者の工事・測量調査設計業務実績、技術者に係わる情報から、継続的に工事・
測量調査設計業務実績、技術者等のデータの情報を提供するものである。

工事・測量調査設計業務実績、技術者等の情報は、入札・契約手続き時における重要な情報で
あるため、網羅的に収集され、かつ速やかに提供される必要がある。

このことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約
の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、4. の応募要件
を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請す
る公募を実施するものである。

応募の結果、応募者がいない場合若しくは4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場
合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者
に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 令和2年度 工事及び測量調査設計業務実績情報提供業務

(2) 業務内容

① 工事实績情報提供及び測量調査設計業務実績情報提供

詳細は説明書による。

② 有資格業者の随時受付及び再認定に伴う情報の変更・更新

(3) 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3. 業務目的

本業務は、公共事業における入札契約手続きのより一層の透明性・客観性を確保し、建設工事やコンサルタント業務等の入札契約手続きの適切な執行を図るために活用する受注業者の工事・測量調査設計業務実績、技術者データ等の情報提供を受けることを目的とする。

4. 応募要件

参加意思確認書を提出できる者は、以下の要件を満たしていること

(1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

又は、公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又は同等と認められる機関。

③ 有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）

イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類の写し

ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届

- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(上記書類を提出している者を除く。)
- ⑤ 北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑦ 説明書の交付を直接受けた者であること。
- ⑧ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 親会社と子会社の関係にある場合

(1) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(1)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(1) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(2) 技術力に関する要件

公共事業における以下①及び②の実績情報を保有または提供を受けられること。

① 国、都道府県、政令指定都市が発注した工事实績情報

- ・ 請負金額 5,000 万円以上の工事实績 (平成 8 年度竣工以降)
- ・ 請負金額 2,500 万円以上の工事实績 (平成 9 年度契約以降)
- ・ 請負金額 500 万円以上の工事实績 (平成 14 年度契約以降)

② 国、都道府県、政令指定都市が発注した業務実績情報

- ・請負金額 500 万円以上の建設コンサルタントおよび地質調査企業の業務実績（平成 11 年度契約以降）
- ・請負金額 500 万円以上の測量業務実績（平成 11 年度契約以降）
- ・請負金額 100 万円以上の建設コンサルタントおよび地質調査、測量業務実績（平成 20 年度契約以降）

（一財）日本建設情報総合センターが有する CORINS（工事实績情報サービス）・TECRIS（測量調査設計業務実績情報サービス）データについて、本業務を履行するにあたりデータの入手を要する場合は、競争参加に先立ち、あらかじめ当該センターからの提供について書面による了解を得ること。

書面による了解は、参加意思確認書提出時までを得ることを原則とするが、参加意思確認書提出時までには書面による了解を得られない場合は、企画提案書の提出期限までに書面による了解を得ることが必要である。なお、この場合は参加意思確認書提出時に「企画提案書提出期限までには書面による了解を得られる見込みがある。」ことが要件となる。

(3) 中立性・公平性に関する要件

中立・公平性を保つための規定が社則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。

(4) 守秘性に関する要件

社内規則等において、守秘義務の遵守及び違反した場合の規定があること。

(5) 業務執行体制に関する要件

週 1 回の情報提供日と時間帯に技術者を確保し、4 月 1 日から情報提供を行える体制を確保すること。北陸地方整備局内データベースへの情報提供日及び時間帯は、配信を毎週金曜日 9 時 00 分から 12 時 00 分、更新を毎週土曜日の 0 時 00 分から 9 時 00 分、配信確認を毎週月曜日の 9 時 00 分から 10 時 00 分の時間帯とする。WEB 版での情報提供は、毎週月曜日始業時までとする。（ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。）

(6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似の業務実績について、平成 21 年度以降公示日までに完了し

た業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、1件以上の実績を有していなければならない。

- ① 同種業務：公共事業における工事又は業務の受注実績データ等の情報提供を行った業務
- ② 類似業務：工事又は業務の受注実績データ等の情報を提供した業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号
国土交通省北陸地方整備局 企画部 技術管理課 技術審査係
電話 025-280-8880(代) F A X 025-280-8861

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和2年1月31日（金）から令和2年2月20日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分までに、電話又はF A Xにより申し込むこと。ただし、F A Xによる場合は、着信確認を行うこと。

交付場所：〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号
国土交通省北陸地方整備局 総務部 契約課 購買第一係
電話 025-280-8880(代) F A X 025-280-8823

交付方法：交付期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及びC D等を同封し、5.(2)へ郵送すること。C D等に複製したものを折り返し郵送する。（窓口交付は行わない。）

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和2年2月20日（木） 17時00分

提出場所：5.(2)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）するものとする。
電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (2)に同じ。
- (3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限
令和2年3月9日(月) 17時00分
- (4) 本件は、見積の日には決定を保留したうえで契約予定者を決定し、4月1日(予算成立が4月2日以降の場合は予算通知日)に見積決定及び契約締結を行うものである。ただし、4月1日までに令和2年度予算(暫定予算を含む。)が成立しなかった場合は、4月2日以降、予算の通知があった日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。
- (5) 詳細は説明書による。